報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月7日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

専決第4号

長岡京市税条例等の一部改正について

長岡京市税条例(昭和25年長岡京市条例第1号)及び長岡京市税条例の一部を改正する条例(昭和26年長岡京市条例第10号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年3月31日専決

長岡京市長 中小路 健 吾

長岡京市税条例等の一部を改正する条例

(長岡京市税条例の一部改正)

第1条 長岡京市税条例(昭和25年長岡京市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後

改正前

(市民税の減免)

第50条 【略】

2 前項の規定により市民税の減免を受ようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に申請をしなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)~(3) 【略】

3 第1項の規定<u>により</u>市民税の減免を受けたものは、その理由が消滅した場合<u>に</u> <u>は</u>、ただちにその旨を市長に申告しなければならない。

(固定資産税の減免)

第69条 【略】

2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(特別土地保有税の減免)

第125条の3 【略】

2 前項の規定<u>により</u>特別土地保有税の減 免を受けようとする者は、納期限までに、 次に掲げる事項を記載した申請書にその 減免を受けようとする事由を証明する書 類を添付して市長に提出しなければなら (市民税の減免)

第50条 【略】

2 前項の規定に<u>よつて</u>市民税の減免を受ようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に申請をしなければならない。

(1)~(3) 【略】

3 第1項の規定<u>によつて</u>市民税の減免を 受けたものは、その理由が消滅した場合 <u>においては</u>、ただちにその旨を市長に申 告しなければならない。

(固定資産税の減免)

第69条 【略】

2 前項の規定により固定資産税の減免を 受けようとする者は、納期限までに次に 掲げる事項を記載した申請書に減免を受 けようとする事由を証明する書類を添付 して市長に申請しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第125条の3 【略】

2 前項の規定によって特別土地保有税の 減免を受けようとする者は、納期限まで に、次に掲げる事項を記載した申請書に その減免を受けようとする事由を証明す る書類を添付して市長に提出しなければ

改正後	改正前
ない。ただし、市長が、当該者が所有し、	ならない。
又は取得する土地が同項各号のいずれか	
に該当することが明らかであり、かつ、	
特別土地保有税を減免する必要があると	
認める場合は、この限りでない。	
(1)~(3) 【略】	(1)~(3) 【略】
3 第1項の規定 <u>により</u> 特別土地保有税の	3 第1項の規定 <u>によつて</u> 特別土地保有税
減免を受けた者は、その事由が消滅した	の減免を受けた者は、その事由が消滅し

場合には、直ちにその旨を市長に申告し

なければならない。 しなければならない。 (長岡京市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 長岡京市税条例の一部を改正する条例(昭和26年長岡京市条例第10号)の一

た場合には、直ちにその旨を市長に申告

部を次のように改正する。	
改正後	改正前
附則	附則
第7条の4 【略】	第7条の4 【略】
(令和6年度分の個人の市民税の特別税	
額控除)_	
第7条の5 令和6年度分の個人の市民税	【加える】
に限り、法附則第5条の8第4項及び第	
5項に規定するところにより控除すべき	
市民税に係る令和6年度分特別税額控除	
額を、前年の合計所得金額が18,05	
0,000円以下である所得割の納税義	
務者(次条及び附則第7条の7において	
「特別税額控除対象納税義務者」とい	
<u>う。)の第32条、第32条の4から第</u>	
32条の7まで、附則第5条第2項、附	
則第7条第1項、附則第7条の3の2第	
1項、前条及び附則第9条の2の規定を	
適用した場合の所得割の額から控除する。	
2 前項の規定の適用がある場合における	
<u>第32条の5第2項、第44条の5第1</u>	
項及び前条の規定の適用については、第	
32条の5第2項及び前条中「附則第5	
条の6第2項」とあるのは「附則第5条	
<u>の6第2項及び第5条の8第6項」と、</u>	
第44条の5第1項中「課した」とある	

のは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

- 第7条の6 令和6年度分の個人の市民税 に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第 39条の規定にかかわらず、次に定める ところによる。
 - (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別 税額控除前の普通徴収に係る個人の市 民税の額(前条第1項の規定の適用が ないものとした場合に算出される普通 徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、 特別税額控除前の普通徴収に係る個人 の府民税の額(法附則第5条の8第1 項及び第2項の規定の適用がないもの とした場合に算出される普通徴収に係 る個人の府民税の額いう。)及び普通 徴収に係る森林環境税の額の合算額 (以下この号において「特別税額控除 前の普通徴収に係る個人の住民税の 額」という。)からその者の普通徴収 に係る個人の市民税の額、普通徴収に 係る個人の府民税の額及び普通徴収に 係る森林環境税の額の合算額を控除し た額(以下この項において「普通徴収 の個人の住民税に係る特別税額控除 額」という。)がその者の特別税額控 除前の普通徴収に係る個人の住民税の 額を4で除して得た金額(当該金額に 1,000円未満の端数があるとき、 又は当該金額の全額が1,000円未

【加える】

満であるときは、その端数金額又はそ の全額を切り捨てた金額。以下この項 において「分割金額」という。) に3 を乗じて得た金額をその者の特別税額 控除前の普通徴収に係る個人の住民税 の額から控除した残額に相当する金額 (以下この項において「第1期分金額」 という。) に満たない場合には、当該 納税通知書に記載すべき各納期の納付 額は、第38条第1項に規定する第1 期の納期(以下この項、次項及び次条 第1項において「第1期納期」という。) においてはその者の第1期分金額から その者の普通徴収の個人の住民税に係 る特別税額控除額を控除した額とし、 その他のそれぞれの納期においてはそ の者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通 徴収の個人の住民税に係る特別税額控 除額がその者の第1期分金額以上であ り、かつ、その者の第1期分金額とそ の者の分割金額との合計額に満たない 場合には、当該納税通知書に記載すべ き各納期の納付額は、第1期納期にお いてはないものとし、第38条第1項 に規定する第2期の納期(以下この項 及び次条第1項において「第2期納期」 という。)においてはその者の第1期 分金額とその者の分割金額との合計額 からその者の普通徴収の個人の住民税 に係る特別税額控除額を控除した額と し、第38条第1項に規定する第3期 の納期(以下この項において「第3期 納期」という。)及び同条第1項に規 定する第4期の納期(以下この項にお いて「第4期納期」という。) におい てはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通 徴収の個人の住民税に係る特別税額控

除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通 徴収の個人の住民税に係る特別税額控 除額がその者の第1期分金額とその者 の分割金額に2を乗じて得た金額との 合計額以上である場合には、当該納税 通知書に記載すべき各納期の納付額 は、第1期納期、第2期納期及び第3 期納期においてはないものとし、第4 期納期においてはその者の普通徴収に 係る個人の市民税の額、普通徴収に係 る個人の府民税の額及び普通徴収に係 る森林環境税の額の合算額とする。
- 2 令和6年度分の個人の市民税(第1期 納期から第44条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることと なつたものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合 については、前項の規定は、適用しない。 (令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)
- 第7条の7 令和6年度分の個人の市民税 に限り、第44条の2第1項の規定によ り特別徴収の方法によつて徴収すべき公 的年金等に係る所得に係る個人の市民税 (第3項において「年金所得に係る特別

【加える】

徴収の個人の市民税」という。)の額及 び同条第2項の規定により普通徴収の方 法によつて徴収すべき公的年金等に係る 所得に係る個人の市民税の額については、 次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別 税額控除前の年金所得に係る個人の市 民税の額(附則第7条の5第1項の規 定の適用がないものとした場合に算出 される第44条の2第1項に規定する 前年中の公的年金等に係る所得に係る 所得割額及び均等割額(これと併せて 賦課徴収を行う森林環境税額を含む。 以下この号及び第5号において同じ。) の合算額(以下この号及び第5号にお いて「年金所得に係る所得割額及び均 等割額の合算額」という。)をいう。 以下この号及び第3項第1号において 同じ。) からその者の年金所得に係る 所得割額及び均等割額の合算額を控除 した額(以下この項及び第3項におい て「年金所得に係る個人の市民税に係 る特別税額控除額」という。) がその 者の特別税額控除前の普通徴収に係る 個人の市民税の額(特別税額控除前の 年金所得に係る個人の市民税の額から 特別税額控除前の特別徴収に係る個人 の市民税の額(特別税額控除前の年金 所得に係る個人の市民税の額の2分の 1に相当する額をいう。以下この号に おいて同じ。)を控除した額をいう。 以下この号において同じ。)を2で除 して得た金額(当該金額に1,000 円未満の端数があるとき、又は当該金 額の全額が1,000円未満であると きは、その端数金額又はその全額を切 り捨てた金額。以下この項において「第 2期分金額」という。)をその者の特 別税額控除前の普通徴収に係る個人の

市民税の額から控除した残額に相当す る金額(以下この項において「第1期 分金額」という。) に満たない場合に は、第1期納期及び第2期納期に普通 徴収の方法によつて徴収すべき公的年 金等に係る所得に係る個人の市民税の 額(以下この項において「普通徴収対 象税額」という。)並びに第44条の 3に規定する特別徴収対象年金給付の 支払をする際、特別徴収の方法によつ て徴収すべき公的年金等に係る所得に 係る個人の市民税の額(以下この項及 び第3項において「特別徴収対象税額」 という。)は、第1期納期においては その者の第1期分金額からその者の年 金所得に係る個人の市民税に係る特別 税額控除額を控除した残額に相当する 税額、第2期納期においてはその者の 第2期分金額に相当する税額、当該年 度の初日の属する年の10月1日から 11月30日までの間においてはその 者の特別税額控除前の特別徴収に係る 個人の市民税の額を3で除して得た金 額(当該金額に100円未満の端数が あるとき、又は当該金額の全額が10 0円未満であるときは、その端数金額 又はその全額を切り捨てた金額。以下 この項において「分割金額」という。) に2を乗じて得た金額をその者の特別 税額控除前の特別徴収に係る個人の市 民税の額から控除した残額に相当する 金額(以下この項において「10月分 金額」という。) に相当する税額、同 年12月1日から翌年の3月31日ま での間においてはその者の分割金額に 相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金 所得に係る個人の市民税に係る特別税 額控除額がその者の第1期分金額以上

であり、かつ、その者の第1期分金額 とその者の第2期分金額との合計額に 満たない場合には、普通徴収対象税額 及び特別徴収対象税額は、第1期納期 における税額はないものとし、第2期 納期においてはその者の第1期分金額 とその者の第2期分金額との合計額か らその者の年金所得に係る個人の市民 税に係る特別税額控除額を控除した残 額に相当する税額、当該年度の初日の 属する年の10月1日から11月30 日までの間においてはその者の10月 分金額に相当する税額、同年12月1 日から翌年の3月31までの間におい てはその者の分割金額に相当する税額 とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金 所得に係る個人の市民税に係る特別税 額控除額がその者の第1期分金額とそ の者の第2期分金額との合計額以上で あり、かつ、その者の第1期分金額、 その者の第2期分金額及びその者の1 0月分金額の合計額に満たない場合に は、普通徴収対象税額及び特別徴収対 象税額は、第1期納期及び第2期納期 における税額はないものとし、当該年 度の初日の属する年の10月1日から 11月30日までの間においてはその 者の第1期分金額、その者の第2期分 金額及びその者の10月分金額の合計 額からその者の年金所得に係る個人の 市民税に係る特別税額控除額を控除し た残額に相当する税額、同年12月1 日から翌年の3月31日までの間にお いてはその者の分割金額に相当する税 額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金 所得に係る個人の市民税に係る特別税 額控除額がその者の第1期分金額、そ

の者の第2期分金額及びその者の10 月分金額の合計額以上であり、かつ、 その者の第1期分金額、その者の第2 期分金額、その者の10月分金額及び その者の分割金額の合計額に満たない 場合には、普通徴収対象税額及び特別 徴収対象税額は、第1期納期及び第2 期納期並びに当該年度の初日の属する 年の10月1日から11月30日まで の間における税額はないものとし、同 年12月1日から翌年の1月31日ま での間においてはその者の第1期分金 額、その者の第2期分金額、その者の 10月分金額及びその者の分割金額の 合計額からその者の年金所得に係る個 人の市民税に係る特別税額控除額を控 除した残額に相当する税額、同年2月 1日から3月31までの間においては その者の分割金額に相当する税額とす る。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金 所得に係る個人の市民税に係る特別税 額控除額がその者の第1期分金額、そ の者の第2期分金額、その者の10月 分金額及びその者の分割金額の合計額 以上である場合には、普通徴収対象税 額及び特別徴収対象税額は、第1期納 期及び第2期納期並びに当該年度の初 日の属する年の10月1日から翌年の 1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月3 1日までの間においてはその者の年金 所得に係る所得割額及び均等割額の合 算額に相当する税額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における 第44条の4の規定の適用については、 同条第2項中「年金所得に係る特別徴収 税額を当該年度の初日の属する年の10 月1日から翌年の3月31日までの間に

おける当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、 年金所得に係る特別徴収の個人の市民税 の額(第1項の規定の適用があるものを 除く。)については、次に定めるところ による。
 - (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金 所得に係る個人の市民税に係る特別税 額控除額がその者の特別税額控除前の 特別徴収に係る個人の市民税の額(特 別税額控除前の年金所得に係る個人の 市民税の額から第44条の5第1項に 規定する年金所得に係る仮特別徴収税 額を控除した額をいう。以下この号に おいて同じ。)を3で除して得た金額 (当該金額に100円未満の端数があ るとき、又は当該金額の全額が100 円未満であるときは、その端数金額又 はその全額を切り捨てた金額。以下こ の項において「分割金額」という。) に2を乗じて得た金額をその者の特別 税額控除前の特別徴収に係る個人の市 民税の額から控除した残額に相当する 金額(以下この項において「10月分 金額」という。) に満たない場合には、 特別徴収対象税額は、当該年度の初日 の属する年の10月1日から11月3 0日までの間においてはその者の10 月分金額からその者の年金所得に係る 個人の市民税に係る特別税額控除額を 控除した残額に相当する税額、同年1 2月1日から翌年の3月31日までの 間においてはその者の分割金額に相当 する税額とする。
 - (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金

所得に係る個人の市民税に係る特別税 額控除額がその者の10月分金額以上 であり、かつ、その者の10月分金額 とその者の分割金額との合計額に満た ない場合には、特別徴収対象税額は、 当該年度の初日の属する年の10月1 日から11月30日までの間における 税額はないものとし、同年12月1日 から翌年の1月31日までの間におい てはその者の10月分金額とその者の 分割金額との合計額からその者の年金 所得に係る個人の市民税に係る特別税 額控除額を控除した残額に相当する税 額、同年2月1日から3月31日まで の間においてはその者の分割金額に相 当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金 所得に係る個人の市民税に係る特別税 額控除額がその者の10月分金額とそ の者の分割金額との合計額以上である 場合には、特別徴収対象税額は、当該 年度の初日の属する年の10月1日か ら翌年の1月31日までの間における 税額はないものとし、同年2月1日か ら3月31日までの間においてはその 者の第44条の5第2項の規定により 読み替えられた第44条の2第1項に 規定する年金所得に係る特別徴収税額 に相当する税額とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における 第44条の4の規定の適用については、 同条第2項中「年金所得に係る特別徴収 税額を当該年度の初日の属する年の10 月1日から翌年の3月31日までの間に おける当該特別徴収対象年金所得者に係 る特別徴収対象年金給付の支払の回数で 除して得た額」とあるのは、「附則第7 条の7第3項各号に規定する特別徴収の 方法によつて徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第 44条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税 額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税 に限り、法附則第5条の12第3項及び 第4項に規定するところにより控除すべ き市民税に係る令和7年度分特別税額控 除額を、同条第3項に規定する特別税額 控除対象納税義務者の第32条、第32 条の4から第32条の7まで、附則第5 条第2項、附則第7条第1項、附則第7 条の3の2第1項、附則第7条の4及び 附則第9条の2の規定を適用した場合の 所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市 民税の課税の特例)

第8条 【略】

- 2 前項に規定する各年度分の個人の市民 税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第34条の2第1項の 規定による申告書に肉用牛の売却に係る 租税特別措置法第25条第2項第2号に 規定する事業所得の明細に関する事項の 記載があるときは、その者の前年の総所 得金額に係る市民税の所得割の額は、第 30条から第32条まで、第32条の4 から第32条の6まで、附則第7条第1 項、附則第7条の3第1項、附則第7条 の3の2第1項及び附則第7条の4 定にかかわらず、法附則第6条第5項各 号に掲げる金額の合計額とすることがで きる。
- 3 前項の規定の適用がある場合における 第32条の7第1項、附則第7条の5第 1項及び前条の規定の適用については、 第32条の7第1項中「前3条」とある

【加える】

(肉用牛の売却による事業所得に係る市 民税の課税の特例)

改正前

第8条 【略】

- 2 前項に規定する各年度分の個人の市民 税に限り、法附則第6条第5項に規定す る場合において、第34条の2第1項の 規定による申告書に肉用牛の売却に係る 租税特別措置法第25条第2項第2号に 規定する事業所得の明細に関する事項 規定する事業所得の明細に関する事項 記載があるときは、その者の前年の終 30条から第32条まで、第32条の4 から第32条の6まで、附則第7条の4 の3の2第1項及び前条の規定にかかわ らず、法附則第6条第5項各号に掲げる 金額の合計額とすることができる。
- 3 前項の規定の適用がある場合における 第32条の7第1項の規定の適用につい ては、同項中「前3条」とあるのは、「前 3条並びに附則第8条第2項」とする。

のは「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「及び」とあるのは「、附則第8条第2項及び」と、前条中「及び」とあるのは「、次条第2項及び」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例 で定める割合)

第10条の2 【略】

$2\sim6$ 【略】

- 7 法<u>附則第15条第25項第3号イ</u>に規 定する設備について同号に規定する条例 で定める割合は4分の3とする。
- 8 法<u>附則第15条第25項第3号ロ</u>に規 定する設備について同号に規定する条例 で定める割合は4分の3とする。
- 9 法<u>附則第15条第25項第3号ハ</u>に規 定する設備について同号に規定する条例 で定める割合は3分の2とする
- 10 法<u>附則第15条第25項第4号イ</u>に 規定する設備について同号に規定する条 例で定める割合は2分の1とする。
- 1 1 法<u>附則第15条第25項第4号口</u>に 規定する設備について同号に規定する条 例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法<u>附則第15条第25項第4号ハ</u>に 規定する設備について同号に規定する条 例で定める割合は2分の1とする。

【削る】

- 13 法<u>附則第15条第37項</u>に規定する 条例で定める割合は3分の2とする。
- 14 法<u>附則第15条第41項</u>に規定する 条例で定める割合は3分の1とする。
- 15 法<u>附則第15条第42項</u>に規定する 条例で定める割合は4分の3とする。
- 16・17 【略 項の繰上げ】

(新築住宅等に対する固定資産税の減額 の規定の適用を受けようとする者がすべ き申告) (法附則第15条第2項第1号等の条例 で定める割合)

第10条の2 【略】

$2\sim6$ 【略】

- 7 法<u>附則第15条第25項第2号イ</u>に規 定する設備について同号に規定する条例 で定める割合は4分の3とする。
- 8 法<u>附則第15条第25項第2号ロ</u>に規 定する設備について同号に規定する条例 で定める割合は4分の3とする。
- 9 法<u>附則第15条第25項第2号ハ</u>に規 定する設備について同号に規定する条例 で定める割合は3分の2とする。
- 10 法<u>附則第15条第25項第3号イ</u>に 規定する設備について同号に規定する条 例で定める割合は2分の1とする。
- 1 1 法<u>附則第15条第25項第3号ロ</u>に 規定する設備について同号に規定する条 例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法<u>附則第15条第25項第3号ハ</u>に 規定する設備について同号に規定する条 例で定める割合は2分の1とする。
- 13 法附則第15条第32項に規定する 条例で定める割合は3分の1とする。
- 14 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する 条例で定める割合は3分の2とする。
- 15 法附則第15条第42項に規定する 条例で定める割合は3分の1とする。
- 16 法<u>附則第15条第43項</u>に規定する 条例で定める割合は4分の3とする。

17・18 【略】

(新築住宅等に対する固定資産税の減額 の規定の適用を受けようとする者がすべ き申告)

第10条の3 【略】

改正前

第10条の3 【略】

【略】

3 市長は、法附則第15条の7第1項又 は第2項の認定長期優良住宅のうち区分 所有に係る住宅については、前項の申告 書の提出がなかつた場合においても、長 期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号)第5条第4 項に規定する管理者等から、法附則第1 5条の7第3項に規定する期間内に施行 規則附則第7条第4項に規定する書類の 提出がされ、かつ、当該区分所有に係る 住宅が法附則第15条の7第1項又は第 2項に規定する要件に該当すると認めら れるときは、前項の規定にかかわらず、 同条第1項又は第2項の規定を適用する ことができる。

4~8 【略 項の繰下げ】

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等 居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等 居住改修専有部分について、これらの規 定の適用を受けようとする者は、同条第 4項に規定する居住安全改修工事が完了 した日から3月以内に、次に掲げる事項 を記載した申告書に施行規則附則第7条 第9項各号に掲げる書類を添付して市長 に提出しなければならない。

 $(1)\sim(7)$ 【略】

10 法附則第15条の9第9項の熱損失 9 法附則第15条の9第9項の熱損失防 防止改修等住宅又は同条第10項の熱損 失防止改修等専有部分について、これら の規定の適用を受けようとする者は、同 条第9項に規定する熱損失防止改修工事 等が完了した日から3月以内に、次に掲 げる事項を記載した申告書に施行規則附 則第7条第10項各号に掲げる書類を添 付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) 【略】

11 法附則第15条の9の2第1項に規 10 法附則第15条の9の2第1項に規

【略】

【加える】

$3 \sim 7$ 【略】

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等 居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等 居住改修専有部分について、これらの規 定の適用を受けようとする者は、同条第 4項に規定する居住安全改修工事が完了 した日から3月以内に、次に掲げる事項 を記載した申告書に施行規則附則第7条 第8項各号に掲げる書類を添付して市長 に提出しなければならない。

 $(1)\sim(7)$ 【略】

止改修等住宅又は同条第10項の熱損失 防止改修等専有部分について、これらの 規定の適用を受けようとする者は、同条 第9項に規定する熱損失防止改修工事等 が完了した日から3月以内に、次に掲げ る事項を記載した申告書に施行規則附則 第7条第9項各号に掲げる書類を添付し て市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(6)$ 【略】

改正前

定する特定耐震基準適合住宅について、 同項の規定の適用を受けようとする者は、 当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改 修が完了した日から3月以内に、次に掲 げる事項を記載した申告書に施行規則附 則第7条第11項各号に規定する書類を 添付して市長に提出しなければならない。 (1)~(6) 【略】

12 法附則第15条の9の2第4項に規 定する特定熱損失防止改修等住宅又は同 条第5項に規定する特定熱損失防止改修 等住宅専有部分について、これらの規定 の適用を受けようとする者は、法附則第 15条の9第9項に規定する熱損失防止 改修工事等が完了した日から3月以内に、 次に掲げる事項を記載した申告書に施行 規則附則第7条第12項各号に掲げる書 類を添付して市長に提出しなければなら ない。

(1)~(6) 【略】

13 法附則第15条の9の3第1項に規 定する特定マンションに係る区分所有に 係る家屋について、同項の規定の適用を 受けようとする者は、当該特定マンショ ンに係る同項に規定する工事が完了した 日から3月以内に、次に掲げる事項を記 載した申告書に施行規則附則第7条第1 7項各号に掲げる書類を添付して市長に 提出しなければならない。

(1)~(5) 【略】

14 法附則第15条の10第1項の耐震 基準適合家屋について、同項の規定の適 用を受けようとする者は、当該耐震基準 適合家屋に係る耐震改修が完了した日か ら3月以内に、次に掲げる事項を記載し た申告書に施行規則附則第7条第18項 に規定する補助に係る補助金確定通知書 の写し、建築物の耐震改修の促進に関す る法律(平成7年法律第123号)第7条 定する特定耐震基準適合住宅について、 同項の規定の適用を受けようとする者は、 当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改 修が完了した日から3月以内に、次に掲 げる事項を記載した申告書に施行規則附 則第7条第10項各号に規定する書類を 添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) 【略】

11 法附則第15条の9の2第4項に規 定する特定熱損失防止改修等住宅又は同 条第5項に規定する特定熱損失防止改修 等住宅専有部分について、これらの規定 の適用を受けようとする者は、法附則第 15条の9第9項に規定する熱損失防止 改修工事等が完了した日から3月以内に、 次に掲げる事項を記載した申告書に施行 規則附則第7条第11項各号に掲げる書 類を添付して市長に提出しなければなら ない。

$(1)\sim(6)$ 【略】

12 法附則第15条の9の3第1項に規 定する特定マンションに係る区分所有に 係る家屋について、同項の規定の適用を 受けようとする者は、当該特定マンショ ンに係る同項に規定する工事が完了した 日から3月以内に、次に掲げる事項を記 載した申告書に施行規則附則第7条第1 6項各号に掲げる書類を添付して市長に 提出しなければならない。

(1)~(5) 【略】

13 法附則第15条の10第1項の耐震 基準適合家屋について、同項の規定の適 用を受けようとする者は、当該耐震基準 適合家屋に係る耐震改修が完了した日か ら3月以内に、次に掲げる事項を記載し た申告書に施行規則附則第7条第17項 に規定する補助に係る補助金確定通知書 の写し、建築物の耐震改修の促進に関す る法律(平成7年法律第123号)第7条

又は附則第3条第1項の規定による報告 の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附 則第12条第19項に規定する基準を満 たすことを証する書類を添付して市長に 提出しなければならない。

(1)~(4) 【略】

(5) 施行規則<u>附則第7条第18項</u>に規定 する補助の算定の基礎となつた当該耐 震基準適合家屋に係る耐震改修に要し た費用

(6) 【略】

<u>15</u> 【略 項の繰下げ】

(土地に対して課する<u>令和6年度から令</u> <u>和8年度まで</u>の各年度分の固定資産税の 特例に関する用語の意義)

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に掲げる規定に定める ところによる。

$(1)\sim(7)$ 【略】

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法 附則第19条の3第4項

(<u>令和7年度又は令和8年度</u>における土 地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法則第17条の2第1項に規定する修正を分の固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める固定資産税の課税標準は、第58条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の貨産税に限り、当該土地の修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

改正前

又は附則第3条第1項の規定による報告 の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附 則第12条第19項に規定する基準を満 たすことを証する書類を添付して市長に 提出しなければならない。

$(1)\sim(4)$ 【略】

(5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定 する補助の算定の基礎となつた当該耐 震基準適合家屋に係る耐震改修に要し た費用

(6) 【略】

14 【略】

(土地に対して課する<u>令和3年度から令</u> <u>和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の 特例に関する用語の意義)

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に掲げる規定に定める ところによる。

$(1)\sim(7)$ 【略】

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法 附則第19条の3第5項

(<u>令和4年度又は令和5年度</u>における土 地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法則第17条の2第1項に規定する修正で登録を失するとが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める固定資産税の課税標準は、第58条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の資産税に限り、当該土地の資産税に限り、当該土地の修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する 令和7年度適用土地又は令和7年度類似 適用土地であつて、令和8年度分の固定 資産税について前項の規定の適用を受け ないこととなるものに対して課する同年 度分の固定資産税の課税標準は、第58 条の規定にかかわらず、修正された価格 (法附則第17条の2第2項に規定する 修正された価格をいう。)で土地課税台 帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する<u>令和6年度から</u> <u>令和8年度まで</u>の各年度分の固定資産税 の特例)

第12条 宅地等に係る令和6年度から令 和8年度までの各年度分の固定資産税の 額は、当該宅地等に係る当該年度分の固 定資産税額が、当該宅地等の当該年度分 の固定資産税に係る前年度分の固定資産 税の課税標準額に、当該宅地等に係る当 該年度分の固定資産税の課税標準となる べき価格(当該宅地等が当該年度分の固 定資産税について法第349条の3の2 の規定の適用を受ける宅地等であるとき は、当該価格に同条に定める率を乗じて 得た額。以下この条において同じ。) に 100分の5を乗じて得た額を加算した 額(当該宅地等が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3又は附則第 15条から第15条の3までの規定の適 用を受ける宅地等であるときは、当該額 にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該宅地等に係る当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき額とした 場合における固定資産税額(以下「宅地等 調整固定資産税額」という。)を超える場 合には、当該宅地等調整固定資産税額と する。

(宅地等に対して課する<u>令和3年度から</u> <u>令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税 の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令 和5年度までの各年度分の固定資産税の 額は、当該宅地等に係る当該年度分の固 定資産税額が、当該宅地等の当該年度分 の固定資産税に係る前年度分の固定資産 税の課税標準額に、当該宅地等に係る当 該年度分の固定資産税の課税標準となる べき価格(当該宅地等が当該年度分の固 定資産税について法第349条の3の2 の規定の適用を受ける宅地等であるとき は、当該価格に同条に定める率を乗じて 得た額。以下この条において同じ。) に 100分の5 (商業地等に係る令和4年 度分の固定資産税にあつては、100分 の2.5)を乗じて得た額を加算した額 (令和3年度分の固定資産税にあつては、 前年度分の固定資産税の課税標準額)(当 該宅地等が当該年度分の固定資産税につ いて法第349条の3又は附則第15条 から第15条の3までの規定の適用を受 ける宅地等であるときは、当該額にこれ らの規定に定める率を乗じて得た額)を当 該宅地等に係る当該年度分の固定資産税 の課税標準となるべき額とした場合にお ける固定資産税額(以下「宅地等調整固定 資産税額」という。)を超える場合には、

- 前項の規定の適用を受ける商業地等に 係る令和6年度から令和8年度までの各 年度分の宅地等調整固定資産税額は、当 該宅地等調整固定資産税額が、当該商業 地等に係る当該年度分の固定資産税の課 税標準となるべき価格に10分の6を乗 じて得た額(当該商業地等が当該年度分 の固定資産税について法第349条の3 又は附則第15条から第15条の3まで の規定の適用を受ける商業地等であると きは、当該額にこれらの規定に定める率 を乗じて得た額) を当該商業地等に係る 当該年度分の固定資産税の課税標準とな るべき額とした場合における固定資産税 額を超える場合には、同項の規定にかか わらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に 係る令和6年度から令和8年度までの各 年度分の宅地等調整固定資産税額は、当 該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地 等に係る当該年度分の固定資産税の課税 標準となるべき価格に10分の2を乗じ て得た額(当該宅地等が当該年度分の固 定資産税について法第349条の3又は 附則第15条から第15条の3までの規 定の適用を受ける宅地等であるときは、 当該額にこれらの規定に定める率を乗じ て得た額)を当該宅地等に係る当該年度 分の固定資産税の課税標準となるべき額 とした場合における固定資産税額に満た ない場合には、同項の規定にかかわらず、 当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る今和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分

当該宅地等調整固定資産税額とする。

改正前

- 前項の規定の適用を受ける商業地等に 係る令和4年度分及び令和5年度分の宅 地等調整固定資産税額は、当該宅地等調 整固定資産税額が、当該商業地等に係る 当該年度分の固定資産税の課税標準とな るべき価格に10分の6を乗じて得た額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3又は附則第 15条から第15条の3までの規定の適 用を受ける商業地等であるときは、当該 額にこれらの規定に定める率を乗じて得 た額)を当該商業地等に係る当該年度分 の固定資産税の課税標準となるべき額と した場合における固定資産税額を超える 場合には、同項の規定にかかわらず、当 該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に 係る令和4年度分及び令和5年度分の宅 地等調整固定資産税額は、当該宅地等調 整固定資産税額が、当該宅地等に係る当 該年度分の固定資産税の課税標準となる べき価格に10分の2を乗じて得た額(当 該宅地等が当該年度分の固定資産税につ いて法第349条の3又は附則第15条 から第15条の3までの規定の適用を受 ける宅地等であるときは、当該額にこれ らの規定に定める率を乗じて得た額)を当 該宅地等に係る当該年度分の固定資産税 の課税標準となるべき額とした場合にお ける固定資産税額に満たない場合には、 同項の規定にかかわらず、当該固定資産 税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分

の固定資産税の課税標準額(当該商業地 等が当該年度分の固定資産税について法 第349条の3又は附則第15条から第 15条の3までの規定の適用を受ける商 業地等であるときは、前年度分の固定資 産税の課税標準額にこれらの規定に定め る率を乗じて得た額)を当該商業地等に 係る当該年度分の固定資産税の課税標準 となるべき額とした場合における固定資 産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものの各年度の各年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかからず、当該商業地等に係なる。当該の課税標準となるで、当該商業地等が当該年度分の固定資産税の規定である。当該商業地等であるときは、当該商業地等である率を乗じて得の固定である率を乗じて得の規定に定める率を乗じて得の固定である。当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるでき額とした場合における固定資産税額とする。

(農地に対して課する<u>令和6年度から令</u> <u>和8年度まで</u>の各年度分の固定資産税の 特例)

第13条 農地に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税にの課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該

の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

商業地等のうち当該商業地等の当該年 5 度の負担水準が0.7を超えるものに係 る令和3年度から令和5年度までの各年 度分の固定資産税の額は、第1項の規定 にかかわらず、当該商業地等に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準となるべ き価格に10分の7を乗じて得た額(当 該商業地等が当該年度分の固定資産税に ついて法第349条の3又は附則第15 条から第15条の3までの規定の適用を 受ける商業地等であるときは、当該額に これらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の固定 資産税の課税標準となるべき額とした場 合における固定資産税額とする。

(農地に対して課する<u>令和3年度から令</u> <u>和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の 特例)

第13条 農地に係る<u>令和3年度から令和</u> <u>5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額 は、当該農地に係る当該年度分の固定資 産税額が、当該農地に係る当該年度分の 固定資産税に係る前年度分の固定資産税 の課税標準額(当該農地が当該年度分の 固定資産税について法第349条の3又 は附則第15条から第15条の3までの 規定の適用を受ける農地であるときは、 当該課税標準額にこれらの規定に定める 率を乗じて得た額。以下この項において

年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の 区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調 整率を乗じて得た額を当該農地に係る当 該年度分の固定資産税の課税標準となる べき額とした場合における固定資産税額 (以下「農地調整固定資産税額」という。) を超える場合には、当該農地調整固定資 産税額とする。

【表省略】

(市街化区域農地に対して課する平成6 年度以降の各年度分の固定資産税の特例) 第13条の2 【略】

2 · 3 【略】

【削る】

第13条の3 市街化区域農地に係る<u>令和</u> <u>6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の 固定資産税の額は、前条の規定により算 改正前

同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

【表省略】

(市街化区域農地に対して課する平成6 年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第13条の2 【略】

2 · 3 【略】

4 令和2年度分の固定資産税について長 岡京市税条例等の一部を改正する条例 (令和3年長岡京市条例第17号)によ る改正前の長岡京市税条例(以下「令和 3年改正前の条例」という。) 附則第1 3条の2第3項において準用する同条第 1項ただし書の規定の適用を受けた市街 化区域農地に対して課する令和3年度分 の固定資産税の額は、前項の規定により 算定した当該市街化区域農地に係る令和 3年度分の固定資産税額が、当該市街化 区域農地に係る令和2年度分の固定資産 税に係る令和3年改正前の条例附則第1 3条の2第3項において準用する同条第 1項ただし書に規定する固定資産税の課 税標準となるべき額を当該市街化区域農 地に係る令和3年度分の固定資産税の課 税標準となるべき額とした場合における 固定資産税額を超える場合には、当該固 定資産税額とする。

第13条の3 市街化区域農地に係る<u>令和</u> 3年度から令和5年度までの各年度分の 固定資産税の額は、前条の規定により算

定した当該市街化区域農地に係る当該年 度分の固定資産税額が、当該市街化区域 農地の当該年度分の固定資産税に係る前 年度分の固定資産税の課税標準額に、当 該市街化区域農地に係る当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき価格の3 分の1の額に100分の5を乗じて得た 額を加算した額(当該市街化区域農地が 当該年度分の固定資産税について法第3 49条の3又は附則第15条から第15 条の3までの規定の適用を受ける市街化 区域農地であるときは、当該額にこれら の規定に定める率を乗じて得た額)を当 該市街化区域農地に係る当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき額とした 場合における固定資産税額(以下「市街 化区域農地調整固定資産税額」という。) を超える場合には、当該市街化区域農地 調整固定資産税額とする。

前項の規定の適用を受ける市街化区域 農地に係る令和6年度から令和8年度ま での各年度分の市街化区域農地調整固定 資産税額は、当該市街化区域農地調整固 定資産税額が、当該市街化区域農地に係 る当該年度分の固定資産税の課税標準と なるべき価格の3分の1の額に10分の 2を乗じて得た額(当該市街化区域農地 が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3又は附則第15条から第1 5条の3までの規定の適用を受ける市街 化区域農地であるときは、当該額にこれ らの規定に定める率を乗じて得た額)を 当該市街化区域農地に係る当該年度分の 固定資産税の課税標準となるべき額とし た場合における固定資産税額に満たない 場合には、同項の規定にかかわらず、当 該固定資産税額とする。

定した当該市街化区域農地に係る当該年 度分の固定資産税額が、当該市街化区域 農地の当該年度分の固定資産税に係る前 年度分の固定資産税の課税標準額に、当 該市街化区域農地に係る当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき価格の3 分の1の額に100分の5を乗じて得た 額を加算した額(令和3年度分の固定資 産税にあつては、前年度分の固定資産税 の課税標準額) (当該市街化区域農地が 当該年度分の固定資産税について法第3 49条の3又は附則第15条から第15 条の3までの規定の適用を受ける市街化 区域農地であるときは、当該額にこれら の規定に定める率を乗じて得た額)を当 該市街化区域農地に係る当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき額とした 場合における固定資産税額(以下「市街 化区域農地調整固定資産税額」という。) を超える場合には、当該市街化区域農地 調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域 農地に係る令和4年度分及び令和5年度 分の市街化区域農地調整固定資産税額 は、当該市街化区域農地調整固定資産税 額が、当該市街化区域農地に係る当該年 度分の固定資産税の課税標準となるべき 価格の3分の1の額に10分の2を乗じ て得た額(当該市街化区域農地が当該年 度分の固定資産税について法第349条 の3又は附則第15条から第15条の3 までの規定の適用を受ける市街化区域農 地であるときは、当該額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)を当該市街 化区域農地に係る当該年度分の固定資産 税の課税標準となるべき額とした場合に おける固定資産税額に満たない場合には、 同項の規定にかかわらず、当該固定資産 税額とする。

改正前

(免税点の適用に関する特例)

第14条 附則第12条、第13条、第1 3条の2又は第13条の3の規定の適用 がある各年度分の固定資産税に限り、第 60条に規定する固定資産税の課税標準 となるべき額は、附則第12条、第13 条又は第13条の3の規定の適用を受け る宅地等、農地又は市街化区域農地につ いてはこれらの規定に規定する当該年度 分の固定資産税の課税標準となるべき額 によるものとし、附則第13条の2の規 定の適用を受ける市街化区域農地(附則 第13条の3の規定の適用を受ける市街 化区域農地を除く。) については附則第 13条の2第1項(同条第3項において 準用する場合を含む。) に規定するその 年度分の課税標準となるべき額によるも のとする。

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第15条 附則第12条第1項から第5項 までの規定の適用がある宅地等(附則第 11条第2号に掲げる宅地等をいうもの とし、法第349条の3、第349条の 3の2又は附則第15条から第15条の 3までの規定の適用がある宅地等を除 く。)に対して課する令和6年度から令 和8年度までの各年度分の特別土地保有 税については、第123条第1号及び第 126条の5中「当該年度分の固定資産 税の課税標準となるべき価格」とある附 則第12条第1項から第5項までに規定 する課税標準となるべき額」とする。
- 2 法附則第11条の5第1項に規定する 宅地評価土地の取得のうち平成18年1 月1日から<u>令和9年3月31日</u>までの間 にされたものに対して課する特別土地保 有税については、第123条第2号中「不 動産取得税の課税標準となるべき価格」

(免税点の適用に関する特例)

第14条 附則第12条、第13条、第1 3条の2又は第13条の3の規定の適用 がある各年度分の固定資産税に限り、第 60条に規定する固定資産税の課税標準 となるべき額は、附則第12条、第13 条又は第13条の3の規定の適用を受け る宅地等、農地又は市街化区域農地につ いてはこれらの規定に規定する当該年度 分の固定資産税の課税標準となるべき額 によるものとし、附則第13条の2の規 定の適用を受ける市街化区域農地(附則 第13条の3の規定の適用を受ける市街 化区域農地を除く。) については附則第 13条の2第1項(同条第3項において 準用する場合を含む。) 又は第4項に規 定するその年度分の課税標準となるべき 額によるものとする。

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第15条 附則第12条第1項から第5項 までの規定の適用がある宅地等(附則第 11条第2号に掲げる宅地等をいうもの とし、法第349条の3、第349条の 3の2又は附則第15条から第15条の 3までの規定の適用がある宅地等をら へ。)に対して課する<u>令和3年度から令</u> 和5年度までの各年度分の特別土地保有 税については、第123条第1号及び資 税については、第123条第1号及び資 税の課税標準となるべき価格」とある附 則第12条第1項から第5項までに規定 する課税標準となるべき額」とする。
- 2 法附則第11条の5第1項に規定する 宅地評価土地の取得のうち平成18年1 月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間 にされたものに対して課する特別土地保 有税については、第123条第2号中「不 動産取得税の課税標準となるべき価格」

とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3~5 【略】

(上場株式等に係る配当所得等に係る市 民税の課税の特例)

第16条の3 【略】

2 【略】

3 第1項の規定の適用がある場合には、 次に定めるところによる。

(1)~(4) 【略】

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8 の規定の適用については、附則第7条 の5第1項及び附則第7条の8中「所 得割の額」とあるのは、「所得割の額 並びに附則第16条の3第1項の規定 による市民税の所得割の額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る 市民税の課税の特例)

第16条の4 【略】

2 【略】

3 第1項の規定の適用がある場合には、 次に定めるところによる。

(1)~(4) 【略】

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8 の規定の適用については、附則第7条 の5第1項及び附則第7条の8中「所 得割の額」とあるのは、「所得割の額 並びに附則第16条の4第1項の規定 による市民税の所得割の額」とする。

4 【略】

とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3~5 【略】

(上場株式等に係る配当所得等に係る市 民税の課税の特例)

第16条の3 【略】

2 【略】

3 第1項の規定の適用がある場合には、 次に定めるところによる。

(1)~(4) 【略】

【加える】

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る 市民税の課税の特例)

第16条の4 【略】

2 【略】

3 第1項の規定の適用がある場合には、 次に定めるところによる。

(1)~(4) 【略】

【加える】

4 【略】

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課 税の特例)

第17条 【略】

2 【略】

3 第1項の規定の適用がある場合には、 次に定めるところによる。

(1)~(4) 【略】

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8 の規定の適用については、附則第7条 の5第1項及び附則第7条の8中「所 得割の額」とあるのは、「所得割の額 並びに附則第17条第1項の規定によ る市民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課 税の特例)

第18条 【略】

 $2 \sim 4$ 【略】

5 第1項の規定の適用がある場合には、 次に定めるところによる。

(1)~(4) 【略】

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8 の規定の適用については、附則第7条 の5第1項及び附則第7条の8中「所 得割の額」とあるのは、「所得割の額 並びに附則第18条第1項の規定によ る市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個 人の市民税の課税の特例)

第19条 【略】

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)~(4) 【略】

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8 の規定の適用については、附則第7条 の5第1項及び附則第7条の8中「所 得割の額」とあるのは、「所得割の額 並びに附則第19条第1項の規定によ る市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の

改正前

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課 税の特例)

第17条 【略】

2 【略】

3 第1項の規定の適用がある場合には、 次に定めるところによる。

(1)~(4) 【略】

【加える】

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課 税の特例)

第18条 【略】

 $2 \sim 4$ 【略】

5 第1項の規定の適用がある場合には、 次に定めるところによる。

(1)~(4) 【略】

【加える】

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個 人の市民税の課税の特例)

第19条 【略】

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)~(4) 【略】

【加える】

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の

市民税の課税の特例)

第20条 【略】

に定めるところによる。

(1)~(4) 【略】

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8 の規定の適用については、附則第7条 の5第1項及び附則第7条の8中「所 得割の額」とあるのは、「所得割の額 並びに附則第20条第1項の規定によ る市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に 係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 【略】

2 前項の規定の適用がある場合には、次 | 2 前項の規定の適用がある場合には、次 に定めるところによる。

(1)~(4) 【略】

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8 の規定の適用については、附則第7条 の5第1項及び附則第7条の8中「所 得割の額」とあるのは、「所得割の額 並びに附則第20条の2第1項の規定 による市民税の所得割の額」とする。

3 • 4 【略】

5 第3項後段の規定の適用がある場合に は、次に定めるところによる。

(1)~(4) 【略】

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8 の規定の適用については、附則第7条 の5第1項及び附則第7条の8中「所 得割の額」とあるのは、「所得割の額 並びに附則第20条の2第3項後段の 規定による市民税の所得割の額」とす

(条約適用利子等及び条約適用配当等に 係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 【略】

に定めるところによる。

改正前

市民税の課税の特例)

第20条 【略】

2 前項の規定の適用がある場合には、次 2 前項の規定の適用がある場合には、次 に定めるところによる。

(1)~(4) 【略】

【加える】

(特例適用利子等及び特例適用配当等に 係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 【略】

に定めるところによる。

(1)~(4) 【略】

【加える】

3 • 4 【略】

5 第3項後段の規定の適用がある場合に は、次に定めるところによる。

(1)~(4) 【略】

【加える】

(条約適用利子等及び条約適用配当等に 係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 【略】

2 前項の規定の適用がある場合には、次 | 2 前項の規定の適用がある場合には、次 に定めるところによる。

改正後	改正前
(1)~(4) 【略】	(1)~(4) 【略】
(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8	【加える】
の規定の適用については、附則第7条	
の5第1項及び附則第7条の8中「所	
得割の額」とあるのは、「所得割の額	
並びに附則第20条の3第1項の規定	
による市民税の所得割の額」とする。	
3・4 【略】	3・4 【略】
5 第3項後段の規定の適用がある場合に	5 第3項後段の規定の適用がある場合に
は、次に定めるところによる。	は、次に定めるところによる。
(1)~(4) 【略】	(1)~(4) 【略】
(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8	【加える】
の規定の適用については、附則第7条	
の5第1項及び附則第7条の8中「所	
得割の額」とあるのは、「所得割の額	
並びに附則第20条の3第3項後段の	
規定による市民税の所得割の額」とす	
<u>3.</u>	
6 【略】	6 【略】

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の長岡京市税条例の一部を 改正する条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産 税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第3 2項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固 定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。